

平成17年8月26日

練馬区区民意見反映（パブリックコメント）制度について

1 制度導入の基本的な考え方

- (1) 区は従来から、長期総合計画や各種の基本計画などの策定に当たっては、その決定前に議会へ報告するとともに広く区民の意見を募集し、議会や区民の意見の反映に努めてきました。
- (2) 新行政改革プランでは、住民参画の促進として、区民意見反映制度の導入のほか、(仮称)自治基本条例の制定、区民公募制度の拡充、区民への問題提起資料(グリーンペーパー)の拡充、区民参加による評価制度の導入および外部監査制度の導入を掲げています。
- (3) これらの取り組みのうち、区民意見反映については、平成16年度から要綱により制度化するとともに、その条例化は、(仮称)自治基本条例に含めることとしています。

2 区民意見反映制度の目的

- (1) 区民生活に広く関わりのある区の総合的な計画等の策定に当たり、区民等にその案を公表するとともに、案に対する区民等からの意見を募集し区民等の意向を把握することにより、区民意見の反映に努めます。
- (2) 案に対する区民等の意見について区の見解を公表することにより、区民等への説明責任を果たします。
- (3) 上記の「一連の」取り組みによって、区民本位の行政執行を推進します。

3 実施開始、実施機関、実施範囲および手続等

平成16年6月1日より、別紙「練馬区区民意見反映（パブリックコメント）制度の実施に関する要綱」に基づき実施しています。

4 実施に当たっての留意事項

- (1) 「1 制度導入の基本的な考え方」および「2 区民意見反映制度の目的」を踏まえて実施することとします。
- (2) 区民意見反映の実施は、各部長が判断することとします。その際、同様の区民意見反映を行っている事例および要綱第7条に基づく実施状況を参考とするとともに、積極的に適否を検討することとします。(要綱第3条関係)
- (3) 説明会の開催か所数や、昼・夜間および平日・土日の組み合わせなどについては、案件に応じて各部が臨機応変に対応することとします。(要綱第4条第2項第4号関係)
- (4) 計画等の策定を行う際には、原則として議会へ報告し、議会の意見等を踏まえることとします。(要綱第6条関係)
- (5) 意見等を公表することが第三者の正当な権利利益を害するおそれがあると認めるとき、または練馬区情報公開条例(平成13年10月練馬区条例第61号)第7条各号に規定する非公開情報が含まれる場合は、当該意見等の全部または一部を公表しないことができることとします。(要綱第6条第2項関係)
- (6) 実施状況については、ねりま区報および区のホームページへ掲載することとします。(要綱第7条関係)

練馬区区民意見反映（パブリックコメント）制度の実施に関する要綱

平成16年5月31日

練企企発第69号

（目的）

第1条 この要綱は、区民意見反映制度を定め、計画等の策定に当たり区民意見の反映に努めるとともに、その結果について区民等への説明責任を果たし、もって区民本位の行政執行を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、「区民意見反映」とは、区民生活に広くかかわりのある区の総合的な計画等（次条に定める計画、基本方針、基本計画等をいう。）の策定に当たり区民等にその案を公表すること、案に対する区民等からの意見を募集し区民等の意向を把握することおよび案に対する区民等の意見について区の見解を公表することにより、区民等の意見を考慮して計画等を策定する一連の手続をいう。

2 この要綱において、「実施機関」とは、区長および教育委員会をいう。

（実施範囲）

第3条 実施機関は、つぎに掲げる事項で必要と認めるものについて、区民意見反映を実施する。ただし、法令等により意見聴取等が義務付けられているものについては、この限りでない。

（1）区の総合的な施策に関する計画の策定および重要な改定

（2）前号に掲げるもののほか、施策の基本方針または基本的な事項を定める計画の策定および重要な改定

（3）重要または基本的な制度を定めることを内容とする条例の制定、廃止または重要な改正に係る基本となる事項

（4）区民の利用に供される施設の建設に係る基本計画の策定および重要な変更

（5）その他実施機関が必要と認めるもの

（計画等の案の公表）

第4条 実施機関は、前条の規定により区民意見反映を実施するものについて計画等の案を策定したときは、その案を適切な時期に公表する。

2 実施機関は、前項の規定により計画等の案を公表するときは、つぎに掲げる方法による。

- (1) ねりま区報への掲載
- (2) 区のホームページへの掲載
- (3) 図書館、区民情報ひろばその他実施機関が指定する場所での閲覧
- (4) 説明会の開催その他の実施機関が適当と認める方法

(意見募集の方法)

第 5 条 実施機関は、前条の規定により公表した計画等の案について、区民等から意見を募集する。

2 実施機関は、前項の意見の募集に当たっては、意見の提出者、期間、方法その他意見の提出に係る必要な事項について、計画等の案を公表する時に明示する。

3 意見の提出期間は、計画等の案を公表してから 20 日から 30 日程度とする。

4 意見の提出方法は、つぎに掲げる方法による。

- (1) 実施機関が指定する場所への持ち込み
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) その他実施機関が適当と認める方法

(意見の取扱いおよび公表)

第 6 条 実施機関は、区民等から提出された意見について検討し、計画等への反映に努める。

2 実施機関は、計画等の決定を行ったときは、区民等から提出された意見の概要および実施機関の見解を公表する。

3 前項の規定による公表については、第 4 条第 2 項の規定を準用する。

4 実施機関は、意見を提出した区民等が、意見に対する回答を希望した場合は、個別に回答する。ただし、回答希望数が著しく多数となった場合には、この限りでない。

(実施状況の公表)

第 7 条 区長は、定期的に区民意見反映制度の実施状況について、適切な方法により公表する。

付 則

この要綱は、平成 16 年 6 月 1 日から施行する。

区民意見反映(パブリックコメント)制度の実施状況

番号	名称	期間	意見・要望 の人数と件 数	質問・意見の種別			
				質問	修正を求 めない意見 等	修正を求 める意見等	内、案を修 正したもの
1	区立施設委託化・民営化実 施計画(案)	16年 8月 1日 ~ 16年 8月25日	510名 269項目 (611件)	69項目	109項目	91項目	6項目
2	(仮称)安全・安心条例の項 目案	16年 9月11日 ~ 16年 9月30日	7名 9件	0件	8件	1件	1件
3	練馬区NPOとの協働指針 (案)	16年12月11日 ~ 17年 1月 7日	9名 16件	3件	9件	4件	0件
4	練馬区次世代育成支援行動 計画素案	16年12月21日 ~ 17年 1月20日	29名 112件	3件	48件	61件	13件
5	(仮称)練馬区産業振興基本 条例項目案	17年 1月 1日 ~ 17年 1月21日	1名 1件	0件	0件	1件	0件
6	練馬区文化芸術の振興に関 する基本方針(案)	17年 1月11日 ~ 17年 1月28日	7名 7件	0件	2件	5件	0件
7	施設の適正配置・再編方針 (案)	17年 2月21日 ~ 17年 3月17日	4名 7件	0件	4件	3件	0件
8	区立小・中学校および区立 幼稚園の適正配置基本方針 (案)	17年 2月21日 ~ 17年 3月17日	25名 54件	1件	17件	36件	8件
9	(仮称)練馬区まちづくり条 例骨子案	17年 3月21日 ~ 17年 4月12日	3名 3件	条例素案の段階で公表する。			
10	福祉のまちづくり総合計画 基本方針(案)	17年 5月 1日 ~ 17年 5月14日	7名 3項目 (10件)	計画素案の段階で公表する。			
11	地域福祉計画骨子案	17年 5月 1日 ~ 17年 6月15日	0件	-	-	-	-
12	第2次一般廃棄物処理基本 計画(素案)	17年 6月 1日 ~ 17年 6月21日	15名 15件	計画(案)の段階で公表する。			